

## \*夏季休暇のお知らせ\*

誠に勝手ながら 8/13 (木)・8/14 (金) を夏季休業日とさせていただきます。ご了承ください。

税理士法人イースリーパートナーズ

E-mail [soudan@e3-partners.com](mailto:soudan@e3-partners.com)

URL <http://www.e3-partners.com>

## 平成 27 年路線価 (吉岡)

国税庁より 1 日、相続税や贈与税の算定基準となる平成 27 年分 (1 月 1 日時点) の路線価が発表されました。全国の平均増減率は前年比マイナス 0.4% で 7 年連続の下落となったようです。都道府県別では、大都市がある東京都、大阪府、愛知県が若干の上昇をして昨年に続き連続での上昇となっています。景気回復や円安の影響で、国内外の資金が不動産投資に回ったこと等が上昇の要因と考えられています。

◆上昇率 東京都 2.1% 愛知県 1.0% 大阪府 0.5%

大阪で最も高い路線価は阪急百貨店前御堂筋のエリアで、1 m<sup>2</sup> 832 万円で近畿二府四県中トップ (32 年連続) もっとも大きく上昇したのがあべのハルカス近くのエリアで 12.8% アップという結果となりました。

また、大阪市西区や福島区、豊中市、吹田市などの北摂地域は上昇傾向にあり、大阪府南部は横ばい傾向にあるようです。

路線価による土地の評価は主に相続税の算定の際に使用します。不動産が財産の大半を占めるという方にとって路線価の上昇は相続税の増加に直結しますので、影響を検討しなければなりません。

また、路線価での評価の場合土地の形状や場所によっては実際の時価よりも高額な評価となってしまう場合があります。その場合は、路線価での評価ではなく、実勢に即した評価によって計算し相続税の申告をすることができます。

路線価の確認は国税庁の HP : <http://www.rosenka.nta.go.jp/> で確認することができます。

## 結婚・子育て資金の贈与 (高井)

平成 27 年 4 月 1 日より若年層へ資産を移転し、結婚・出産・子育てを支援することを目的として、一定の要件を満たす結婚・子育て資金の贈与には、1,000 万円まで (うち結婚資金は 300 万円まで) は贈与税が非課税とされることとなりました。要件は次の通りです。

- ① 祖父母・両親を贈与者とし、贈与を受ける子・孫が 20 歳以上 50 歳未満であること
- ② 金融機関で専用口座を開設し、必要書類の提出等所定の手続きを経ること

当非課税制度と対象となる『結婚・子育て資金』とは次のものをいいます。

- ◆結婚資金 挙式披露宴の開催費用、結婚を機に新たに物件を賃借する際に要した賃料・礼金・敷金等  
結婚を機に新たな物件に転居するための引越し費用等
- ◆子育て資金 不妊治療費用、妊婦健診費用、出産のための入院から退院までに要した分娩費・入院費等  
未就学児の子に要した治療費・乳幼児健診費用・医薬品代等の医療費等、  
入園料、保育料、行事参加費用その他育児に伴って必要な費用等

なお、贈与した金額のうち、受贈者 (子・孫) が 50 歳となる日において、結婚・子育てに使用されていない金額がある場合にはその未使用額に対して贈与税が課税されますので注意が必要です。

また、未使用額がある状態で贈与者 (祖父母・両親) が死亡した場合には、その未使用の贈与資金は相続財産となりますので、本制度は事前に計画を立ててご利用ください。